M&Aアドバイザリー業務委託契約書

株式会社カナシミコルド(以下「委託者」という。)と株式会社サイレントスターリング(以下「受託者」という。)は、第2条に定めるM&A業務の支援等に関する業務の提供について、以下のとおりアドバイザリー業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

1. (目的)

委託者は、受託者に対し、委託者が第三者(以下「対象会社」という。)に関して行うM&A取引(委託者(委託者の子会社又は関連会社による場合を含む。)又は第三者による株式取得、募集株式の取得、株式交換、株式移転等の方法による支配権の全部又は一部の移転、事業譲渡又は合併、会社分割等の組織再編行為による第三者の事業の全部若しくは一部の承継又は取得、資産売却、資本受入、合弁会社の設立等、技術提携、販売提携その他の業務提携等を含むが、本条に列挙されたもののみに限定されるものではない。以下「本件買収等」という。)に関するアドバイザリー業務(以下「本件業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託する。なお、本件業務は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)に定める金融商品取引業に該当する業務(有価証券の売買の媒介、有価証券の私募の取扱い、有価証券の募集の取扱い及び投資助言業務を含むが、これらに限られない。)を含まない。

2. (アドバイザリー業務)

- 1. 本件業務の範囲は、次のとおりとする。
 - 1. 本件買収等に関する必要情報の収集・調査及び資料の作成
 - 2. 本件買収等の基本スキームの立案及び助言
 - 3. 本件買収等に関する諸手続に関する助言及びスケジュールの策定
 - 4. 本件買収等に必要な事前手続のサポート
 - 5. 本件買収等に必要な契約書等の草案の作成
 - 6. 税理士、公認会計士、弁護士等の専門家の紹介等
 - 7. 本件買収等の相手方との交渉の手配、立会い及び助言
 - 8. 前各号のほか委託者及び受託者が別途合意する業務
- 2. 前項にかかわらず、受託者は、いかなる場合においても、金融商品取引法第2条第8項に定義される金融商品取引業のうち、受託者がその登録を有していないものに該当する業務は行わない。
- 3. 委託者及び受託者は、委託者は、受託者に対して本件業務の遂行を委託するのみであって、受託者に対していかなる意味の代理権も付与するものではないことを確認する。受託者は、委託者を代理して契約の締結、支払いの受領その他の代理行為を行ってはならない。
- 4. 受託者は、委託者を代理する旨の表示その他委託者に行為の法的効果を帰属させ得るいかなる表示又は行為をしてはならない。また、受託者は、委託者の名義を付した名刺等を作成若しくは使用してはならず、本件業務の責任者及び担当者にもこれをさせてはならない。

3. (報酬等)

- 1. 委託者は、受託者に対し、本契約締結後14日以内に、本件業務の着手金として、金 1,000,000円(税別)を、受託者の指定する銀行口座へ振込んで支払う。振込手数料は委託 者の負担とする。受託者は、その理由の如何を問わず、受領した着手金の返還を要しない ものとする。
- 2. 委託者は、受託者に対し、本件買収等に係る最終契約の締結日から14日以内に、次項に 定義する買収等対価に、以下の割合を乗じて算定される金額を成功報酬(税別)として、受 託者の指定する銀行口座へ振込んで支払う。振込手数料は委託者の負担とする。

記

| 対価 | 成功報酬の割合 |
|----------------|---------|
| 5億円以下の部分 | 5% |
| 5億円超10億円以下の部分 | 4% |
| 10億円超50億円以下の部分 | 3% |

| 50億円超100億円以下の部分 | 2% |
|-----------------|----|
| 100億円超の部分 | 1% |

以上

- 3. 本契約における「買収等対価」とは、本件買収等の当事者間で支払われる、現金、証券及びその他の財産の形で支払われ交付される一切の価値(支払われる財産の名目を問わない。)の合計をいう。
- 4. 第14条(期間内解約)の規定により委託者が本契約を解約した場合で、委託者が受託者に対して着手金を支払っていない場合、委託者は、受託者に対して速やかに第1項に定める着手金を支払う。
- 5. 第15条(解除)の規定に基づき、委託者が本契約を解除した場合、委託者は、受託者に対し、支払い済みの着手金の返還を求めることができる。委託者が受託者に対して着手金を支払っていない場合、委託者は着手金の支払いを要しない。
- 6. 本契約の有効期間終了後24か月以内に、受託者が紹介した対象会社との間で本件買収等に関して最終契約が締結された場合には、本契約に基づく受託者による業務の遂行によって当該契約が成立したものとみなして、委託者は、本条に規定する報酬を支払わなければならない。

4. (業務遂行上の義務等)

- 1. 委託者及び受託者は、本件業務の遂行につき相互に協力義務を負う。
- 2. 受託者は、本件業務を遂行する上で必要な資料、データ等(以下「必要資料等」という。)が ある場合には、委託者に対し、必要資料等を遅滞なく提供するよう求めることができ、委託 者はこれに速やかに応じる。

5. (直接交渉の禁止)

委託者は、受託者の事前の書面による承諾なく、本件買収等に関し、本件買収等の相手方並びにその関係者及び代理人と直接接触し又は交渉をしてはならない。

6. (費用負担)

- 1. 委託者は、受託者が本件業務を遂行するのに必要な一切の費用を負担する。
- 2. 前項の費用は、毎月末日締め翌月10日払いとし、受託者の指定する銀行口座へ振込む方法で支払う。なお、振込手数料は委託者の負担とする。

7. (遅延損害金)

委託者が受託者に対する債務の支払いを怠った場合、委託者は、支払期限の翌日から完済に 至るまで年6%の割合による遅延損害金を支払う。

8. (再委託)

受託者は、本件業務の遂行に必要な範囲で、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

9. (秘密保持)

- 1. 委託者及び受託者は、本件業務に関して知り得た営業上又は技術上その他業務上の一切の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、また職務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、電磁的媒体等その態様を問わない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。
 - 1. 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - 2. 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - 3. 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
 - 4. 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - 5. 委託者から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
- 3. 第1項の規定にかかわらず、受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方

- の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。
- 1. 委託者又は受託者並びにその関係会社の役職員又は弁護士、会計士若しくは税理士等に対して、職務の遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
- 2. 法令等(金融商品取引所の規則を含む。)の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、 裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理 的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、受託者は、委託者 に対して、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能 な限り速やかに)通知しなければならない。

10. (個人情報の保護)

- 1. 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本件業務を遂行するために、相手方 に預託した一切の情報のうち、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」とい う。)第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
- 2. 委託者及び受託者は、本件業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本件業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本件業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
- 3. 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等(以下「漏洩等」という。)の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本件業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
- 4. 委託者及び受託者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

11. (契約期間及び更新)

- 1. 本契約は、委託者及び受託者との間で契約が締結された後、委託者が受託者に対して、第 3条第1項に基づく着手金が支払われた時に効力を生じる。
- 2. 本契約の有効期間は、前項に定める効力発生日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日においてもなお本件買収等の交渉が継続している場合には、本契約は、本件買収等の交渉終了時点又は本件買収等が成立する日のいずれか遅い方まで延長される。

12. (免責)

- 1. 受託者は、受託者による本件業務の遂行の結果に基づいて委託者自身が行う全ての判断について、一切の責任を負わないのとする。
- 2. 受託者が提供する情報等について、受託者は、その真実性、正確性、妥当性、網羅性を何ら保証するものではない。また受託者の提供する情報に対象会社に関する将来の予測、見込み及び予定等が含まれている場合であっても、受託者はその実現可能性について何ら保証しないものとし、その責任を負わない。
- 3. 受託者は、本件買収等の実現又は出資の価値について保証するものではなく、委託者は、 自己の最終的投資判断及び危険負担に基づいて、自己の責任において本件買収等を行 う。
- 4. 委託者は、本件買収等の独占交渉権を対象会社又は本件買収等の相手方との間で締結する基本合意書等に基づき一定期間付与されなければならず、当該期間以外において、対象会社が受託者のサービスを利用する第三者との間で本件買収等を行ったとしても、受託者は何ら責任を負わない。

13. (損害賠償責任)

委託者又は受託者は、債務不履行責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、本契約に関して相手方に損害賠償責任を負う場合、相手方に対し、本契約で定める業務 委託料の範囲において、相手方に直接かつ現実に発生した損害のみ賠償する責任を負う。

14. (期間内解約)

- 1. 委託者又は受託者は、解約日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。
- 2. 前項の場合でも、受託者は、委託者に対して、解約を理由に委託者が被った損害について、損害賠償責任を負わない。
- 3. 本契約に民法651条(委任の解除)の規定は適用されない。

15. (解除)

- 1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約又は委託者及び受託者間の他の契約(以下併せて「本契約等」という。)のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約等の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2. 委託者又は受託者は、相手方が次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約等の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - 1. 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき。
 - 2. 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - 3. 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - 4. 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 5. 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした 目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 6. 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を 受けたとき。
 - 7. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、又はこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき。
 - 8. 支払停止又は支払不能に陥ったとき。
 - 9. 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき。
 - 10. 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。
 - 11. 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき。
 - 12. 解散し、又は事業を廃止したとき。
 - 13. 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、委託者受託者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき。
 - 14. 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。
 - 15. 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- 3. 前二項に定める解除は、受託者の委託者に対する損害賠償の請求を妨げない。

16. (反社会的勢力の排除)

- 1. 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。
 - 1. 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団 体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以 下総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
 - 2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
 - 3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - 4. 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - 5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有しないこと。

- 6. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- 2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。
 - 1. 暴力的な要求行為
 - 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5. その他前各号に準ずる行為
- 3. 委託者又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- 4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。
- 5. 第3項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

17. (協議)

本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、委託者及び受託者は、互いに誠意を持って協議し、その解決を図る。

18. (合意管轄)

本契約に関する委託者受託者間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、凍川地方裁判所又は簡易裁判所とする。

19. (存続条項)

本契約が終了した場合でも、第3条(報酬等)、第9条(秘密保持)、第10条(個人情報の保護)、 第12条(免責)、第13条(損害賠償責任)、第17条(協議)、第18条(合意管轄)及び本条(存続条項)は有効に存続する。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者双方記名押印の上各1通を保有する。

2024年09月01日

(委託者)

住 所 東京都凍川市月影町9-23-14 会社名 株式会社カナシミコルド 代表者 雪舞 果三丸

(受託者)

住 所 大阪府無限区虚無町1-8-7 会社名 株式会社サイレントスターリング 代表者 星雲 宙虎